

第1部 県民中心の施策展開

第1章 環境保全に関する施策の推進

第1節 環境行政の動向

第1項 国における環境行政の動向

国は平成5年11月に「環境基本法」を制定し、環境政策の基本理念、社会の各主体の役割、基本的な施策のプログラムを明らかにした。この法律は、従来の公害対策基本法や自然環境保全法が規制的手法をとるのに対し、環境そのものを総合的に捉えて計画的に施策を講じようとするものである。このなかで環境影響評価の推進が規定されたことから、平成9年6月には「環境影響評価法」が制定されることとなった。

また、この環境基本法第15条に基づいた第三次「環境基本計画」を平成18年4月に策定し、「環境の世紀」としての21世紀をより良き100年としていくための理念と道筋をはじめ、今後の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱などを示した。

地球温暖化問題では、平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された「京都議定書」において、我が国の温室効果ガスの削減目標が「2008年から2012年の間に1990年を基準とした温室効果ガス排出量の6%削減」と定められたことを受けて、平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定された。その後、我が国は平成14年6月には京都議定書を批准し、平成16年11月にロシアの批准により要件が整い、平成17年2月16日に京都議定書が発効した。これを受けて、その目標達成のために必要な措置を定めた「京都議定書目標達成計画」が平成17年4月に定められた。

平成20年は京都議定書の第一約束期間が開始したことから、6%削減の目標達成のため、「京都議定書目標達成計画」を改定するとともに「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正を行った。

廃棄物対策としては、循環型社会の形成を推進して廃棄物問題の抜本的解決を目指すために「循環型社会形成推進基本法」が平成12年5月に制定され、関連法令の整備が進んだが、平成15年3月には、良いものを大事に使う「スロー」なライフスタイルの確立や環境保全指向のものづくり・サ

ービスの提供、廃棄物の適正な循環的活用・処分システムの確立を目指す「循環型社会形成推進基本計画」が策定される等、その取組は着実に進んでいる。

有害物質対策は、人の健康や生態系に重大な影響を及ぼす可能性のあるダイオキシンや内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）に対して、平成11年7月にダイオキシン類による環境汚染の防止と除去等に関する基準を定めた「ダイオキシン類対策特別措置法」と、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するための「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTRF法）」が制定された。

また、平成13年6月には、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進する「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が、オゾン層の破壊の原因となるフロンガスの回収破壊を進めるため、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が制定されている。

第2項 大分県における環境行政の動向

本県の環境保全に関する基本理念や環境保全施策の基本的事項を示すものとして「大分県環境基本条例」が平成11年9月に制定された。

同年3月には環境影響評価の対象となる事業やその手続き等を規定した「大分県環境影響評価条例」を制定し、さらに、大分県公害防止条例を見直し、新しい環境問題に対応する「大分県生活環境の保全等に関する条例」を同年11月に制定して、自然環境及び生活環境の保全に努めてきたところである。

これまでの本県における環境施策は、平成10年3月に策定した大分県環境基本計画「豊の国エコプラン」に基づき、各般の取組を行ってきた。しかし、計画策定から7年余りが経過し、環境を取り巻く情勢が大きく変化したこと、とりわけ「ごみゼロおおいた作戦」の展開等を背景として、平

成17年11月に「大分県新環境基本計画～ごみゼロ
おおい推進基本プラン～」を策定した。

この計画は、「天然自然が輝く 恵み豊かで美
しく快適なおおい」を目指すべき環境の将来像
とし、県民総参加による「ごみゼロおおい作戦」
を着実に推進するための基本プランとして位置づ
けている。

また、平成16年4月には、ごみのない美しく快
適な大分県づくりを広域的に進めるために「美
しく快適な大分県づくり条例」を制定し、平成16年
6月には、**産業廃棄物**の排出抑制や再生利用並び

にその適正処理を推進する財源を確保するために、
「大分県産業廃棄物税条例」を制定、平成17年7月
には、産業廃棄物の適正な処理を推進するため「大
分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」を制
定した。

さらに、平成18年6月に土砂の埋立て等による
土壌の汚染及び水質の汚濁並びに土砂の崩落等
による災害を未然に防止するため「大分県土砂等
のたい積行為の規制に関する条例」を制定した。

平成20年9月30日現在の本県の環境関連条例に
ついては表1-2のとおりである。

表1-2 県の環境関連条例

条 例 等 の 名 称	公布年月日	概 要
大分県環境基本条例	平11. 9. 30	環境の保全に関する基本理念、県・市町村・事業者・県民の責務、環境保全施策の基本となる事項を規定
大分県環境影響評価条例	平11. 3. 16	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に関する環境影響評価の手続等について規定
大分県生活環境の保全等に関する条例	平11. 12. 24	公害の防止に関する規制に加えて、化学物質や廃棄物の適正処理などの事業活動や日常生活における環境への負荷の低減のための措置等について規定
美しく快適な大分県づくり条例	平16. 3. 31	ごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加のもと広域的に推進するため、ごみのポイ捨てやピンクちらし掲示等の行為を禁止すること等について規定
大分県エコエネルギー導入促進条例	平15. 3. 20	太陽光、風力等のエコエネルギーの導入促進について、各主体の責務等を明確にするとともに、施策の基本的事項について規定
大分県産業廃棄物税条例	平16. 6. 25	産業廃棄物の排出抑制や再生利用等の取組を誘導するとともに、産業廃棄物の適正処理推進のための税の仕組み等について規定
大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	平17. 7. 11	産業廃棄物処理施設の設置及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前手続等を規定
大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例	平18. 7. 7	土砂等に関する安全基準等を設定し、不適切なたい積行為の禁止、特定事業に関する規制について規定
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	昭47. 12. 25	瀬戸内法適用区域内の事業所（排水量50m ³ /日）に適用規制項目はCOD、SS、n-ヘキサン抽出物質
大分県公害紛争処理条例	昭45. 9. 29	大分県公害審査会の設置、手続費用等公害紛争の処理について規定
大分県公害被害救済措置条例	昭48. 12. 25	原因不明の公害被害の救済について規定 大気汚染による健康被害、水質汚濁による漁業被害
大分県立自然公園条例	昭32. 12. 27	すぐれた風致景観の保護と利用を図ることを目的として、自然公園の指定、区域内における工作物の設置等の行為の規制、公園事業等について規定
大分県自然環境保全条例	昭47. 10. 13	すぐれた自然環境の保全を図ることを目的として、自然環境保全地域の指定、区域内における工作物の設置等の行為の規制、保全計画等について規定
大分県自然海浜保全地区条例	昭55. 10. 1	瀬戸内海区域の海水浴などの公衆の利用に供されている自然海浜の保全と利用を図ることを目的として、自然海浜保全地区の指定、地区内の行為の届出、勧告等について規定
大分県希少野生動植物の保護に関する条例	平18. 3. 30	希少野生動植物の保護の推進を目的として、希少野生動植物の指定、生息地の保護に関する規制等について規定
大分県環境緑化条例	昭48. 4. 16	緑地の保全と回復を図ることを目的として、緑化基本計画の策定、緑化地域の指定、緑化のための施策等について規定
大分県沿道の景観保全等に関する条例	昭63. 3. 30	県道等の沿道の景観保全及び環境美化を推進するため、沿道景観保全地区（沿道景観保全樹木を含む。）及び沿道環境美化地区を指定し、地区内の行為の届出指導等について規定

第2節 ごみゼロおおいた作戦の展開

第1項 ごみゼロおおいた作戦の推進状況

本県では、身近なごみ問題から地球温暖化問題といった地球規模に至るまでの環境課題の解決に向けて、平成15年度から「ごみゼロおおいた作戦」を展開している。

私たちのふるさと大分は、緑豊かな山野、大地を潤す水清らかな河川、変化に富んだ海岸等美しい自然に恵まれている。これらの美しい自然や快適な環境は、地域の環境を美しく保ち、快適な生活環境を確保しようとする県民及び事業者の日々の取組の積み重ねによって培われるものである。私たちは、この豊かな自然の恵沢が将来の世代においても享受できるよう、美しく快適な環境を守り、次の世代に確実に継承していく責務を有している。

そのためには、私たち一人ひとりが、ふるさとの美しく快適な環境がかけがえのない財産であることを深く認識し、身近な日常生活の中で環境美化の取組を実践するとともに、県、市町村、県民及び事業者が協働して、美観や清潔さを保持し、周辺的生活環境を損なわないよう配慮し、美しく快適な大分県づくりを推し進めていくことが極めて重要である。

ごみゼロおおいた作戦は、すべての県民が一体となって、県民総参加による環境美化や快適な生活環境の保全の運動を展開することにより、美しく快適な県土を守り育て、これを次代に引き継いでいくことを目指している。

ごみゼロおおいた作戦は、学識経験者や環境関係の団体、事業所、環境NPO法人等の役員100名で構成する「ごみゼロおおいた作戦県民会議(以下「県民会議」という。)」を中心に、県民の自由な発想や活動を引き出し、支えながら進めている。県民会議は、①環境保全に関して広く県民に実践行動を呼びかける、②県民宣言を採択して県内全域に広報するとともに、ごみゼロおおいたキャンペーンを展開する、③県の環境施策全般に対し意見を提出する、といった役割を担っている。

また、県庁内には、各部に跨る環境行政全般を一体的・総合的に推進するため、知事を本部長とする「ごみゼロおおいた作戦実施本部」を設置し、県民会議と緊密に連携しながら各般の環境施策を推進している。

ごみゼロおおいた作戦は、平成17年10月に策定した大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005—ともに築こう大分の未来—」において、分野横断的に集中的・重点的に取り組む8つの重点戦略の一つである「豊かな天然自然 磨き輝き



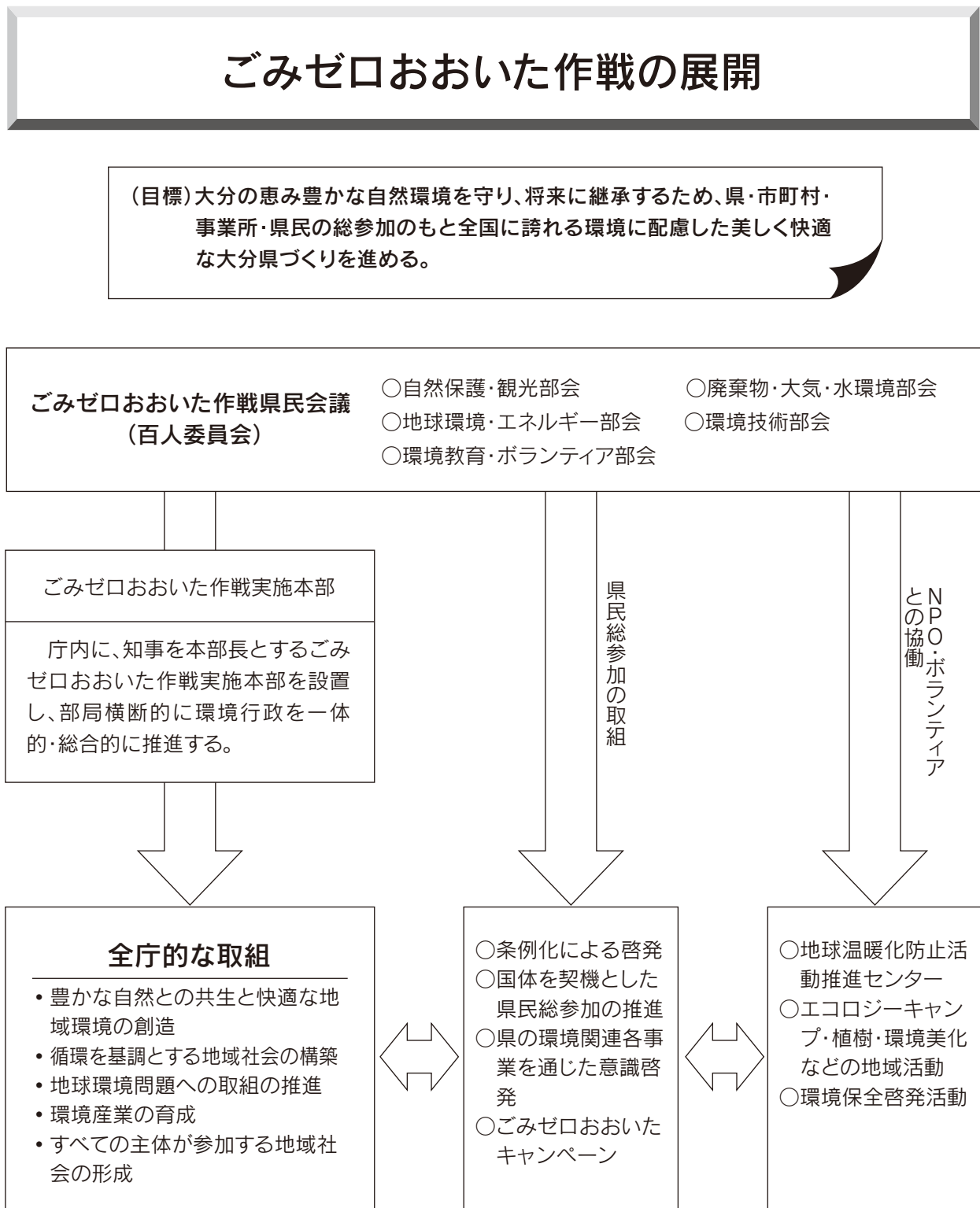
ごみゼロおおいた作戦県民会議



ごみゼロおおいた作戦実施本部

戦略」に位置づけられ、これまで以上に取組を強化していくこととなった。この大分県長期総合計画の環境側面における部門計画として策定された「大分県新環境基本計画—ごみゼロおおいた推進基本プラン—」に基づき、各般の環境施策を着実に推進することによって、『天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた』の実現を目指している。また、平成19年9月には、「大分県新環境基本計画」の基本目標に合わせ、「ごみゼロおおいた作戦県民会議」に設置する専門部会8部会を5部会に統合した。(ごみゼロおおいた作戦の概念図は次の図2-1を参照)

図2-1 ごみゼロおおいた作戦の概念図



県民及び事業者の自発的な活動はますます盛んになっている。廃棄物の減量化・リサイクルを促進し、循環型社会を形成するための活動に取り組む「ごみゼロおおいた推進隊」は120団体に達し、ごみゼロおおいた作戦の趣旨に賛同し、身近なごみゼロの取組を推進するとともにごみゼロおおいたキャンペーンに積極的に参加する「ごみゼロ隊」の登録団体は1,827団体にも及んでいる。また、大分県建設業協会青年部会は、廃棄物の不法投棄を防止するために「ごみゼロおおいた・不法投棄監視パトロール隊」を結成、ボランティアによる監視活動を実施している。加えて、ボランティア団体等のネットワーク組織である「ごみゼロネット」と、県の地方機関や市町村等で組織する「ごみゼロおおいた作戦地域連絡会」の協働も進みつつあり、地域の特色を反映した様々なごみゼロおおいた作戦が県下各地で実施されている。

第2項 今後の施策の方向性

ごみゼロおおいた作戦は、本県の恵み豊かな天然自然を将来の世代にしっかりと引き継いでいこうとする県民の自発的な活動が原点となっていることから、今後も引き続き県下各地で盛んに行われている環境美化等のボランティア活動を支援するとともに、その輪を広げていくために参加型の環境保全活動を実施し、県民総参加の県民運動として推進する。

また、農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生、資源やエネルギーの効率的・循環的な利用の促進に努めるとともに、とりわけ喫緊の課題である地球温暖化対策や3Rの推進にも取り組み、環境に与える負荷を極力抑えた循環型社会づくりを推進する。

さらに、環境負荷の少ない製造技術やリサイクル技術の研究開発、地域資源を活用した新エネルギーや省エネルギーの取組を支援し、循環型環境産業を育成する。

第3項 主要な施策

大分県長期総合計画の実行に当たり設定された平成20年度の「おおいた挑戦枠」事業のうち、ごみゼロおおいた作戦関連事業として実施される施策は表2-3のとおりである。(平成19年度に実施した118の環境関連事業および平成20年度に実施される117の環境関連事業は「第3部ごみゼロおおいた作戦環境関連事業の取組状況」を参照)

表2-3 平成20年度の「おおいた挑戦枠」事業 ごみゼロおおいた作戦関連事業 (単位：千円)

事業名	予算額	事業概要	事業担当課
自然公園エコツーリズム推進事業	1,418	環境の保全と観光を両立させるエコツーリズムを普及・推進するため、エコツーリズムガイドの養成を行うとともに、エコツーリズムの舞台となる自然歩道等の維持管理体制の充実を図る。	景観自然室
鳥獣被害自衛対策強化事業	2,428	イノシシ、シカ、サル等の野生鳥獣による農林作物被害の軽減を図るため、集落全体で行う被害対策活動を支援する鳥獣対策アドバイザーを育成し、集落に派遣する。	森との共生推進室
きれいな川づくり推進事業	3,627	地元住民団体等が実施する河川美化活動などの総合的な河川監視活動を支援するとともに、地元の小学生を対象にした河川等に関する勉強会を実施する。	河川課
GAP導入プロジェクト推進事業	10,589	より安全で、安心できる農産物づくりを推進するため、生産者自らが農産物の安全管理等を工程ごとに実施するGAP手法の導入を促進する。	おおいたブランド推進室
ストップ地球温暖化対策事業	9,077	CO ₂ 排出量の削減の取組を一層進めるため、九州・沖縄・山口各県と連携した統一キャンペーンを行うほか、家庭における省エネ行動によるCO ₂ 削減量を積み立てる「CO ₂ ファンド積立事業」、事業者等の省エネ行動によるCO ₂ 削減量を認証する「CO ₂ 削減認証事業」などを実施し、家庭・業務・運輸各部門における地球温暖化対策の普及啓発を推進する。	生活環境課 企画課
環境改善型複合養殖実証事業	4,348	水産試験場が魚類養殖場の環境悪化の原因であるチッソ等を海藻養殖により吸収させ、その海藻をアワビの餌等に有効利用する研究を行い一定の成果を得た。そこで環境改善型の複合養殖システムの構築を図ることを目的とした漁業者による実証事業を行う。	水産振興課
水環境保全ネットワーク化促進事業	4,500	「第1回アジア・太平洋水サミット」の開催を契機に高まっている環境保全活動の県民意識の向上や、活動団体の交流の更なるステージアップを行うため、NPO、大学、企業などの活動団体を中心としたネットワーク化を図るとともに、水サミット開催一周年を記念した講演会の開催や、広域的な水環境保全活動などをする。	環境保全課
地球にやさしいマイバッグ運動推進事業	3,000	県民の関心が高まってきたマイバッグ運動を地球温暖化対策や3Rに向けた実践的な取組として推進するため、事業者・消費者団体・行政等で構成するレジ袋削減検討会議を設立するとともに、レジ袋削減に向けた協定の締結を行う。	ごみゼロおおいた推進室

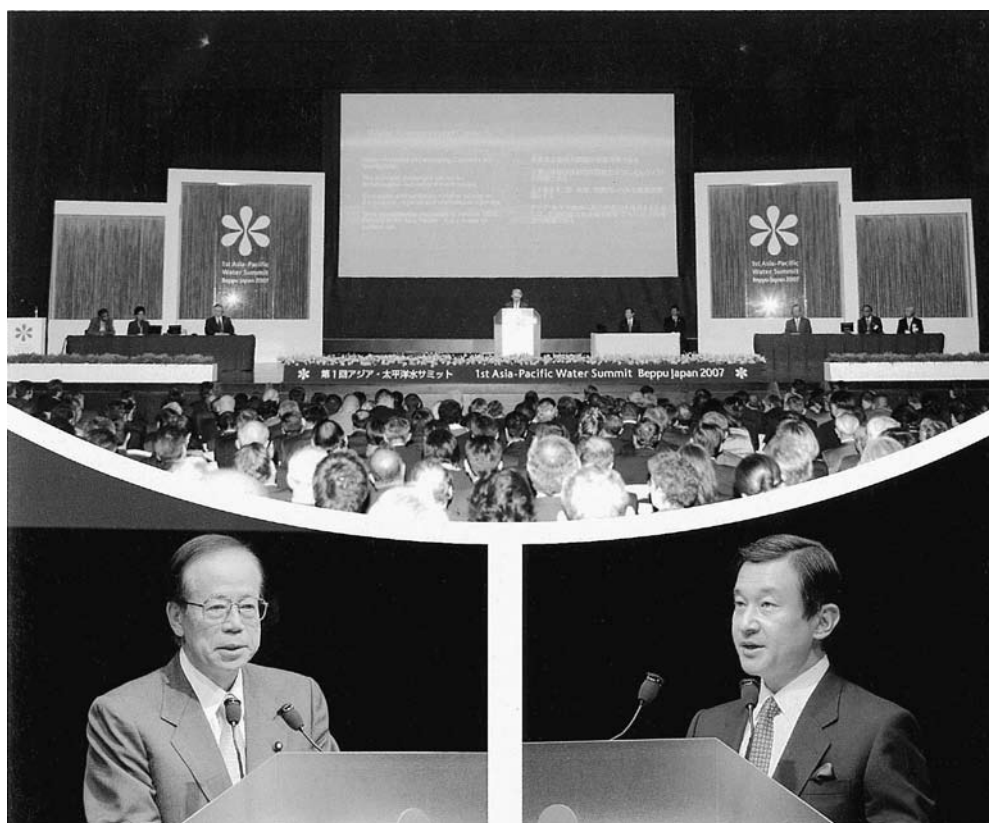
第3節 第1回アジア・太平洋水サミットの開催

平成19年12月3日、4日の2日間にわたり、別府市において「第1回アジア・太平洋水サミット」が開催された。この水サミットは、水問題解決のための世界で初めての首脳級会合であり、福田康夫内閣総理大臣をはじめ36の国と地域の首脳や政府関係者等が一堂に会し、アジア・太平洋地域が直面する水問題について、広範かつ具体的な議論が熱心に繰り広げられた。その成果は、「別府からのメッセージ」として発表され、水問題解決のための具体的な行動目標と実現に向けた参加者の強い決意が示されている。

水サミット開催にあたっては、大分県、別府市、経済団体、大学等から構成された「第1回アジア・太平洋水サミット大分県委員会」が設立され、水サミットの支援及び共催事業の実施、各国首脳の警備、医療対策、食中毒対策等の危機管理並びに総合調整を行うとともに、留学生を中心としたボ

ランティア体制が組織され、会議開催支援、歓迎レセプション、エクスカージョン等を行った。また、NPOなどの活動内容を紹介するパネル展示や大学によるフォーラムなども開催され、サミットイヤーとして位置付けた平成19年1月から12月までの間には、NPOや各種団体によって90を超える公式関連イベントが開催されるなど、県内の水問題及び水環境問題に取り組む団体が総参加した行事となった。

水サミット開催にあたって協働した大学、経済団体、NPO等は、開催のための活動を通じて連携を強化し、ネットワークを形成することで水に関する「知」の集積に向けた活動を開始したことから、県では、平成20年度に、水環境保全活動ネットワーク化促進事業を実施して活動を支援するとともに、水サミット開催記念行事を開催することとした。



第1回アジア・太平洋水サミット開会式の様子

第2章 環境行政の推進体制

第1節 大分県環境基本条例

身近なごみ問題から地球規模の環境破壊に至るまで環境問題が複雑・多様化するなか、そうした諸問題に適切に対処し、健全で恵み豊かな本県の自然環境を将来の世代に引き継ぐとともに、快適な生活環境を創造するための基本的枠組みの構築が要請されたことから、県では平成11年9月に「大分県環境基本条例」を制定した。

本条例は、「環境からの恵沢の享受と将来世代への継承」、「環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境の保全」の3つをその基本理念に定め、今後取り組むべき施策として環

境基本計画の策定や、環境影響評価の推進、環境教育・学習等の振興、民間団体等の自発的な環境保全活動の促進、環境管理（ISO14001等）の普及等を挙げている。

この基本条例の理念は「大分県環境影響評価条例（平成11年9月施行）」及び「大分県生活環境の保全等に関する条例（平成12年12月施行）」に具体化され、これらの条例に基づき環境保全対策に取り組んでいる。

第2節 大分県新環境基本計画 ～ごみゼロおおいた推進基本プラン～

県では、**大分県環境基本条例**の規定（第9条）に基づき、各般の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として「大分県環境基本計画（豊の国エコプラン）」を平成10年3月に策定し、積極的に環境に配慮した様々な取組を進めてきた。

しかし、①平成15年9月から県民総参加のもとでの「ごみゼロおおいた作戦」の展開による新たな視点からの環境へのアプローチの必要性、②県政運営の長期的・総合的な指針である「**大分県長期総合計画～安心・活力・発展プラン2005～**」の策定が行われたこと、③計画策定から7年余りの経過による環境を取り巻く情勢の変化等を背景として、平成17年11月に「**大分県新環境基本計画～ごみゼロおおいた推進基本プラン～**」を策定した。

この計画は、「大分県長期総合計画」の環境面における部門計画であるとともに、「ごみゼロおおいた作戦」として展開する環境関連施策を体系化し、その着実な推進を図るための基本プランとして位置づけている。

計画期間は、平成17年度から平成27年度までの11年間であり、目指すべき環境の将来像を「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた」としている。この将来像の実現に向けて、「豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造」「循環を基調とする地域社会の構築」「地球環境問題へ

の取組の推進」「環境産業の育成」「すべての主体が参加する地域社会の形成」の5つの基本目標を掲げ、それぞれの目標実現に向けたこれからの主な取組を記述している。

また、この計画に掲げられた各種施策を着実かつ効果的に推進していくために、主な施策のうち50項目について、その実施・進捗状況を数値目標である「**環境指標**」により、毎年度「大分県環境審議会」及び「**ごみゼロおおいた作戦県民会議**」において進行管理している。

平成19年度は、豊かな自然と共生し、美しく快適で潤いのある地域環境づくりに取り組むとともに、循環型社会の実現に向けて、3Rの推進や循環型環境産業の育成等を図り、さらに、地球温暖化問題を始めとする地球規模の環境問題については、具体的で実効性のある施策の実施に努めた。

このような多岐にわたる施策の実施により、県民総参加による美しく快適な大分県づくりを進める「ごみゼロおおいた作戦」を着実に進めることができた。計画に定められた環境指標の結果は表2のとおりである（詳細は資料編 環境指標一覧）。

表2 計画に定めた環境指標の評価結果

- 基本目標Ⅰ 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造
- 基本目標Ⅱ 循環を基調とする地域社会の構築
- 基本目標Ⅲ 地球環境問題への取組の推進
- 基本目標Ⅳ 環境産業の育成
- 基本目標Ⅴ すべての主体が参加する地域社会の形成

	指標 項目数	対象外 (※1)	対象指標 項目数	A		B		C	
				項目	割合(※2)	項目	割合(※2)	項目	割合(※2)
基本目標Ⅰ	18	0	18	15	83.3	3	16.7	0	0
基本目標Ⅱ	18	1	17	10	58.8	7	41.2	0	0
基本目標Ⅲ	6	0	6	3	50.0	3	50.0	0	0
基本目標Ⅳ	3	0	3	2	66.7	1	33.3	0	0
基本目標Ⅴ	5	0	5	4	80.0	1	20.0	0	0
合計	50	1	49	34	69.4	15	30.6	0	0

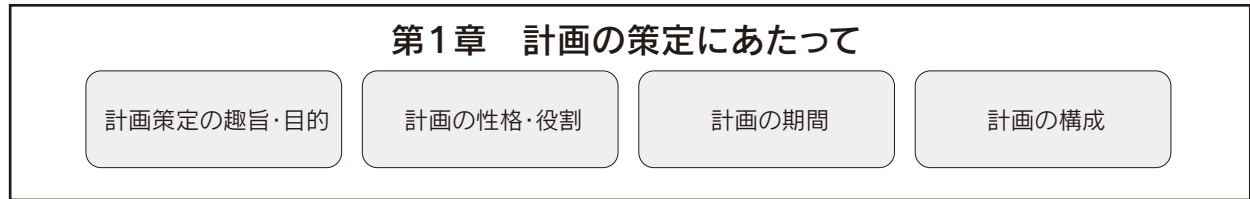
※1 該当年次の算出がないもの等

※2 対象指標項目数に対する割合

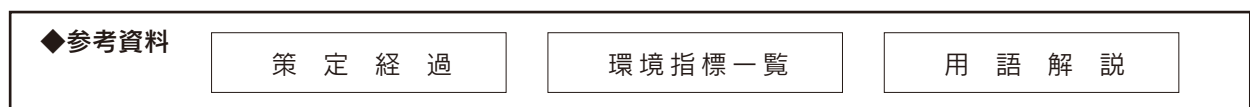
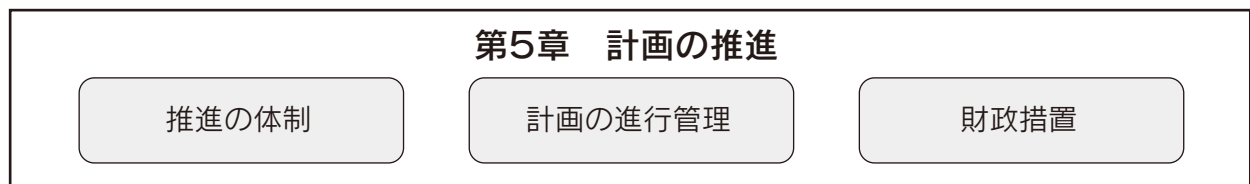
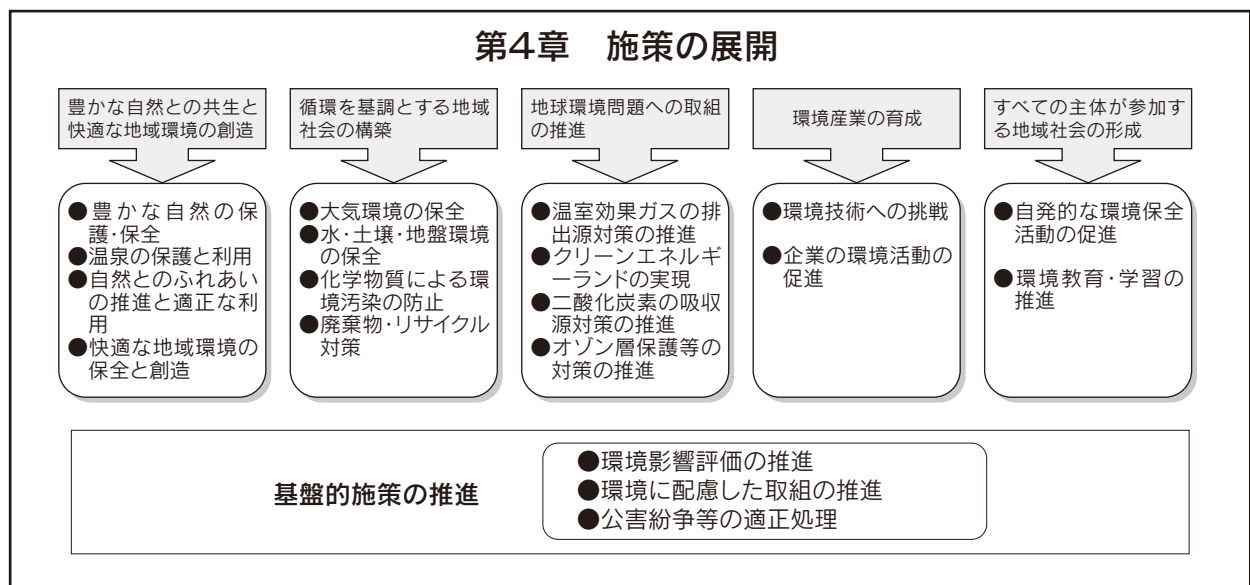
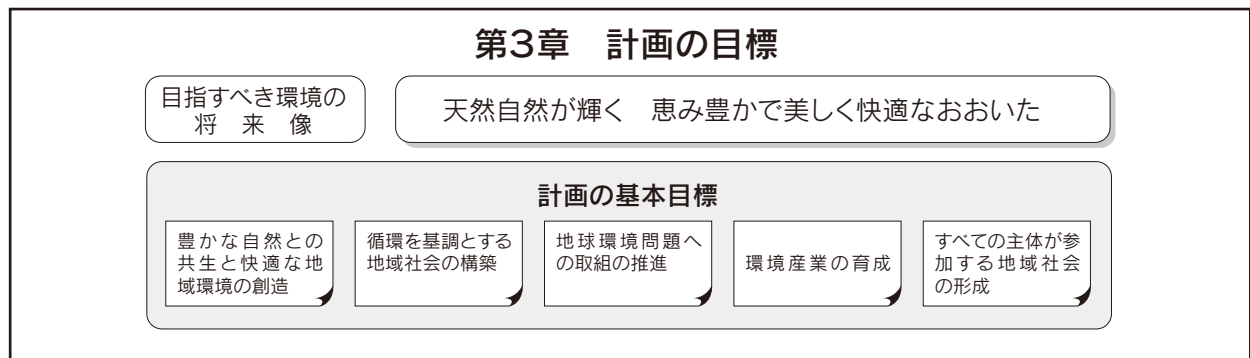
評価（A・B・C）の区分について

- 「A」 平成19年度の目標数値を達成している場合
- 「B」 平成19年度の目標数値の7割以上を達成している場合
- 「C」 平成19年度の目標数値の7割未満である場合

大分県新環境基本計画～ごみゼロおおいた推進基本プラン～の概要



第2章 環境に関する県民意識



第3節 大分県環境影響評価条例

県では、「環境影響評価法」（平成11年施行）の内容も踏まえ環境影響評価の手続等の充実を図り、より一層環境配慮が行われるようにするため、「大分県環境影響評価条例」（平成11年施行）を制

定している。

なお、条例に基づく環境影響評価の対象事業は、表3のとおりである。

表3 条例に基づく環境影響評価の対象事業

事業の種類等	第1種対象事業	第2種対象事業
1 県道、市町村道の建設	4車線、7.5km以上	-
2 廃棄物処理施設 ごみ焼却施設の建設	200t/日以上	-
し尿処理施設の建設	100kl/日以上	-
廃棄物最終処分場の建設	25ha以上	5ha以上25ha未満
3 工場等の建設	排ガス量10万Nm ³ /h以上 排出水量1万m ³ /日以上	-
4 公有水面の埋立て又は干拓	40ha以上	20ha以上40ha未満
5 流通業務団地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
6 住宅用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
7 工場用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
8 運動又はレクリエーション施設用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
9 ゴルフ場用地造成事業	50ha以上	10ha以上50ha未満
10 その他の土地開発事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
11 規則で定める事業	-	-

港湾計画	埋立て・掘込み面積150ha以上
------	------------------

第1種対象事業：大規模な事業であって、環境影響評価実施計画書や環境影響評価準備書について公告・縦覧や県民等からの意見書の提出などのいわゆる「住民手続」を行うもの。

第2種対象事業：第1種対象事業よりも小規模な事業であって、「住民手続」を行わないもの。

第4節 大分県生活環境の保全等に関する条例

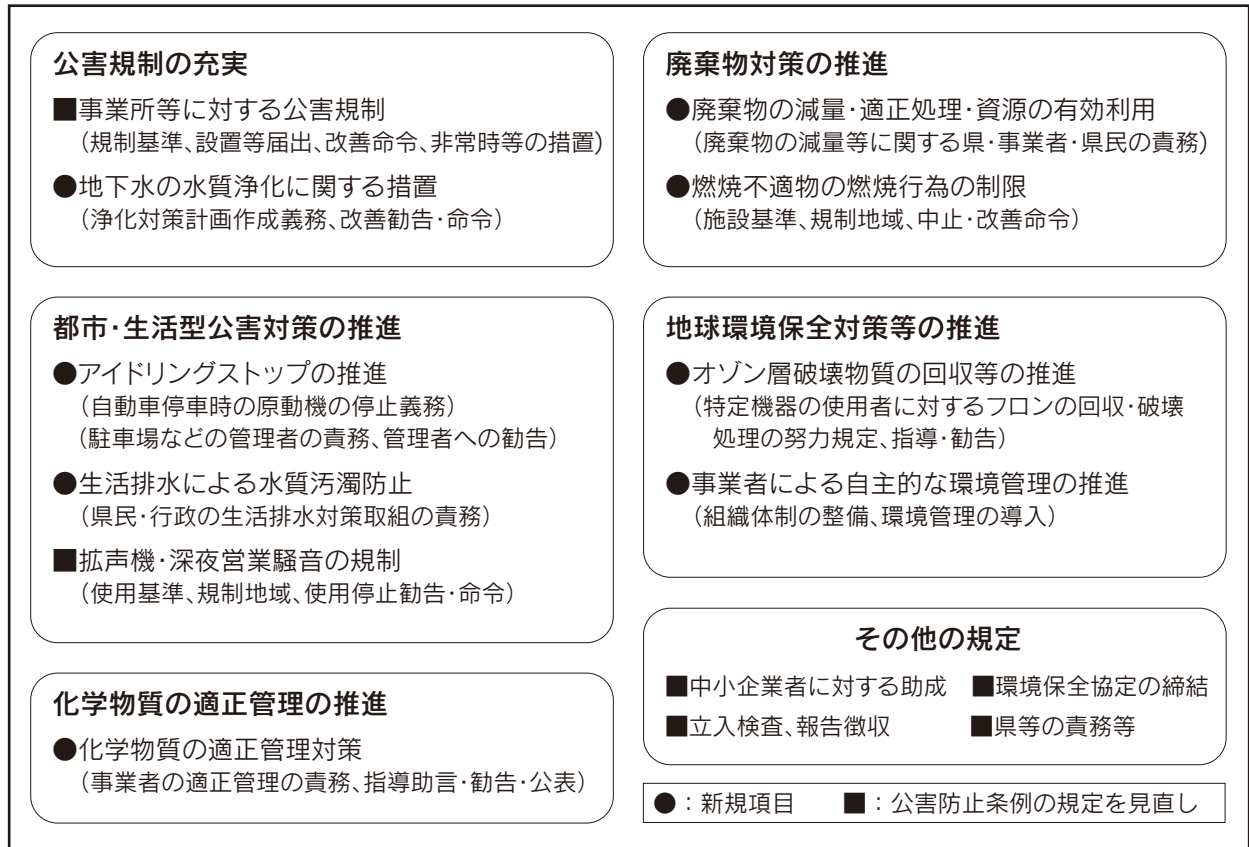
工場に対する公害防止の規制基準等を定めた「大分県公害防止条例」が、昭和46年10月の制定から約30年経過し、この間に環境問題は大きく変化し、新たな対応を求められるようになった。このため、「大分県環境基本条例」の基本理念を踏まえて、公害防止条例を全面的に改正した「大分県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、平成12年12月から施行された。

本条例は、これまでの公害の防止に加え、広く県民や事業者の参加により、環境に配慮した取組や地球環境の保全を進めていくこととしており、「化学物質の適正な管理」、**アイドリングストップ**を始めとする「自動車の使用に伴う環境負荷の低減」や「**オゾン層破壊物質の回収**」等の規定が新たに定められており、今後も、この条例の適正な

運用により環境保全対策を推進していくこととしている。

（条例の概要については図4参照）

図4 大分県生活環境の保全等に関する条例の概要



第5節 美しく快適な大分県づくり条例

1 条例制定の背景

平成15年9月からごみゼロおおいた作戦を開始したことによって、環境美化等のボランティア活動が盛んになった一方、ごみのポイ捨てや自動車・自転車の放置など一部の県民のモラル低下により生じている身近な環境問題に対応するために、新たな条例の制定を求める声が多く寄せられることとなった。

こうした状況を踏まえ、ごみのポイ捨て等の問題に対応するとともに、県民や事業者が自発的に環境美化活動を推進する機運を醸成することにより、ごみゼロおおいた作戦を県民運動として展開するための総合的・基本的な事項を網羅した「美しく快適な大分県づくり条例」を制定した。

2 条例の基本的性格

この条例は、県民意識調査やごみゼロおおいた作戦県民会議の意見、パブリックコメントなどを

通じて寄せられた様々な県民の声を反映しており、ごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加で推進するため、一義的には市町村の事務であるごみの処理等について、県としての対応を広域的・全県的に規定している。同時に、県のみならず、市町村・県民・事業者の責務としてそれぞれが率先して美しく快適な大分県づくりに取り組むよう規定するとともに、これらの取組を推奨するための顕彰の実施や「環境美化の日」の設定を盛り込んでいる。

この条例で禁止される行為は、①ごみの投棄、②ピンクちらしの掲示等、③自動車・自転車の放置、④落書き、⑤サーチライト、レーザー等の**投光器の使用**（祭典等の一時使用を除く）、⑥動物のふん等の放置で、これらのうち①から⑤については違反者に罰則（5万円以下の過料）を科すこととしている。

また、歩行喫煙や携帯灰皿等を所持しない場合の喫煙を慎むこと、自動販売機設置事業者は回収容器を設置し、これを適正に管理すること、観光

に関する事業者は観光客にごみの散乱防止に関する啓発を行うこと、日常生活に伴って発生する悪臭や振動等によって周辺的生活環境を損なわないよう配慮すること、などについての努力規定が盛り込まれている。

ただし、市町村条例によりこの条例の目的の全

部又は一部が達成することができると認められる場合には、その市町村の区域においてはこの条例を適用しない旨の調整条項を設けている。(平成20年10月1日現在の市町村条例との調整状況は表5 aを参照)

表5 a 「美しく快適な大分県づくり条例」と市町村条例との調整状況 (平成20年10月1日現在)
(○…県条例適用 ●…市町村条例適用)

市町村名	ごみの投棄(※)	自動販売機の回収容器設置義務	ピンクちらしの掲示等(※)	動物のふん等の放置	自動車の放置(※)	自転車の放置(※)	落書き(※)	悪臭等への配慮
大分市	●	●	●	●(犬)	●	●	○	○
別府市	●	●	○	○	○	●	○	○
中津市	●	●	○	●(犬)	○	●	○	○
日田市	●	●	○	○	●	●	○	○
佐伯市	●	●	○	●(犬)	○	●	○	○
臼杵市	●	●	○	○	○	●	○	○
津久見市	●	●	○	○	○	●	○	○
竹田市	●	●	○	○	○	○	○	○
豊後高田市	●	●	●	●(犬)	●	●	●	●
杵築市	●	○	○	●(犬)	○	○	○	○
宇佐市	○	○	○	○	○	●	○	○
豊後大野市	●	○	○	○	○	○	○	○
由布市	●	●	○	○	●	○	○	○
国東市	●	●	○	○	○	○	○	○
姫島村	●	●	○	○	○	○	○	○
日出町	●	●	○	●(犬)	○	○	○	○
九重町	●	●	○	○	○	○	○	○
玖珠町	●	●	○	○	○	○	○	○

注)「※」について、美しく快適な大分県づくり条例では違反者に過料を科す。

3 施行状況

実効性を確保するため、過料処分の権限が付与された環境美化指導員を県下各地に配置し、市町村長が特にポイ捨てごみが目立つとして挙げた箇所を中心に巡回を実施するとともに、改善状況を半年に一度定点監視を行ってチェックしている。

条例施行後、夜空を照らしていたサーチライトの使用がなくなったほか、ポイ捨てごみについても定点監視の結果、概ね改善傾向にあることが確認されている。

また、条例第8条の規定に基づき、従前の環境保全功労者表彰に替わる新しい表彰制度として環境技術の開発、環境美化の取組その他美しく快適な大分県づくりに著しい功績のあったものを顕彰する「ごみゼロおいた作戦功労者顕彰制度」を

設けた。平成20年度には2個人7団体を表彰した。(平成20年度の受賞者は表5 bを参照)



表5 b 平成20年度ごみゼロおおいた作戦功労者表彰受賞者

団体名等	市町村名	活動内容
(1) 地域環境の美化に関するボランティア活動		
(個人) 麻生 富生	杵築市	多年にわたり、バイクや徒歩での移動途中に落ちている空き缶を拾い続け、地域の環境美化に貢献している。昭和59年9月22日の15個から始まり、これまでに拾った空き缶の数は約10万7千個にのぼる。
(個人) 田中 義則	津久見市	多年にわたり、公共施設や道路等の清掃活動に取り組むとともに、環境保全ボランティア団体を設立し、イベント開催時の一斉清掃を広く市民に呼びかけるなど、地域の環境美化とごみゼロ運動推進に貢献している。
(団体) 大分県立海洋科学高等学校	臼杵市	多年にわたり、海岸清掃や漂着ごみの調査を行い、特に近年は地元の小中学校や地域住民と連携した活動により、地域の環境美化に貢献している。
(団体) 大分市生活学校連絡協議会	大分市	多年にわたり、家庭ごみの減量やりサイクルについての調査・啓発活動を実施し、地域の環境保全と住民意識の向上に貢献している。
(団体) つのもれ会	玖珠町	多年にわたり、豊かな自然林と国指定史跡「角牟礼城跡」を有する角埋山の清掃美化活動を実施し、地域の自然環境と歴史・文化の保全に貢献している。
(団体) 神崎福祉コミュニティ	大分市	多年にわたり、訪れる人々を美しい環境で「おもてなし」することをめざして、全世帯参加により、駅や道路、海岸などの清掃美化活動を行い、地域の環境美化に貢献している。
(2) 環境保全のための技術開発		
(団体) 日本フィルム株式会社	大分市	「ごみ袋は資源バッグである」という理念のもと、「安全グリップ付きごみ袋」や「らびっとぱっく」など、環境と人に配慮した製品開発を推進し、廃棄物の減量化やりサイクルの促進等、循環型社会の構築に貢献している。
(3) 環境保全に関する学術研究・普及啓発		
(団体) 特定非営利活動法人 緑の工房ななぐらす	大分市	大分県地球温暖化防止活動推進センターとして、地球温暖化の現状と対策の重要性に係る啓発・広報活動を担い、本県の地球温暖化対策の推進に貢献した。また、自然学校や森づくり体験を通して、自然と人とのふれあいを促進し、自然保護、環境保全の普及啓発に尽力している。
(4) ごみゼロおおいたキャンペーンの推進に協力		
(団体) 豊後高田市商店街連合会	豊後高田市	平成17年度から、市が主催する「キャンドルナイト」や「打ち水大作戦」に積極的に協力し、「昭和の町」を会場とした環境啓発イベントの成功と「ごみゼロおおいたキャンペーン」の普及に貢献している。

第6節 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例

産業廃棄物の適正な処理を推進し、現在及び将来の県民の生活環境の保全に寄与することを目的とした「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（以下「適正化条例」という。）」を平成17年7月に公布し平成18年4月1日から完全施行した。

1 適正化条例の概要

条例は、(1)産業廃棄物処理施設等の設置等、(2)県外産業廃棄物の搬入、(3)産業廃棄物の不適正な処理の防止の3本の柱から構成されている。また、条例の実効性を高めるための規定、中核市である大分市への適用についての規定も盛り込んでいる。

(1) 産業廃棄物処理施設等の設置等

- ア 産業廃棄物処理施設を新たに設置したり変更しようとする場合、許可申請予定者は法手続の前に県に対して事前協議を行う。また、地元住民に対する説明会を開催することで施設設置予定者と地元住民との相互理解を深めるとともに、地元市町村や住民からの求めがあれば、施設設置予定者との間で生活環境の保全に関する協定を締結できることとする。
- イ 許可対象外施設（施設設置に係る法手続が不要な施設）を設置しようとする場合も、設置工事の前に県への事前協議を行う。
- ウ 産業廃棄物処理施設等を譲り受けたり借り受けようとする場合、県への事前協議を行う。

(2) 県外産業廃棄物の搬入

- ア 県外で発生した産業廃棄物を大分県内（大分市の区域を含む。）に持ち込んで処理しようとする場合、県外排出事業者は県へ事前協議を行う。
- イ 事前協議が成立した県外排出事業者は、県との間で適正処理に関する協定を締結する。この協定の中に、県外排出事業者が、その搬入実績に応じて環境保全協力金を県に納付する規定を盛り込む。
- ウ 環境保全協力金は産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に要する費用に充てる。
- エ 県外産業廃棄物を処理している施設の周辺住民は、処理業者に対して、関係書類の閲覧や施設への立ち入りを求めることができる。

(3) 産業廃棄物の不適正な処理の防止

- ア 土地所有者等は産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、適正な管理に努めるとともに、不適正な処理が行われた場合は県へ通報する。
- イ 産業廃棄物の発現場以外で産業廃棄物を保管する場合は、事前に県に届け出る。
- ウ 産業廃棄物の処理に関する試験を行う場合は、事前に県に届け出る。

(4) 適正化条例の実効性

適正化条例の実効性を確保するため、条例の施行に必要な限度において必要な報告を求めたり、職員が事業場等に立ち入り検査を行う。また、適正な処理のための勧告や公表について規定するとともに、虚偽の報告、立入検査拒否等を行った者に対しては、罰則として5万円以下の過料に処する。

(5) 大分市への適用

大分市は中核市となっており、産業廃棄物の処理に関する事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うこととされているが、県外産業廃棄物の搬入対策については、県として大分市の区域を含めた大分県全体の問題として捉え、的確な対応を行う必要がある。このため、適正化条例においては、県外産業廃棄物の搬入に係る部分だけは大分市の区域を含めることとしている。

第7節 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例

土砂等のたい積行為による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境の保全を図るとともに生活の安全を確保することを目的として「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を、平成18年7月7日に公布し、同年11月1日から施行した。

本条例の施行により、土砂等の埋立て等の事業区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、埋立て面積等が3,000㎡以上の行為については許可が必要になった。

また、県、事業者及び土地所有者等の責務、た

い積行為に使用される土砂等の安全基準、不適正なたい積行為の禁止及び特定事業に関する規制等、土砂等の不適正なたい積行為等を防止するための各種規定が制定された。

平成20年4月1日現在の許可状況は、8市1町で29事業者、面積258,426㎡、土量844,676㎡となっており、うち県外土砂は、面積で11.2%、土量で17.7%を占めている。

なお、立入調査による土壌及び水質検査結果については、基準値以下であり、特に問題はなかった。

第8節 大分県希少野生動植物の保護に関する条例

県、市町村、県民等及び事業者が一体となって希少野生動植物の保護を推進することにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定した。

平成18年3月 公布
平成18年10月 全部施行

平成18年12月 指定希少野生動植物の指定（11種）
平成20年3月 指定希少野生動植物の指定（2種）
平成20年3月 保護管理事業計画の決定（4種）

今後は、指定希少野生動植物の追加指定等に取り組むこととしている。

植 物	タマボウキ（ユリ科） H18.12 指定 チョクザキミズ（イラクサ科） H18.12 指定 ナガバヒゼンマユミ（ニシキギ科） H18.12 指定 ヒメユリ（ユリ科） H18.12 指定 イワギリソウ（イワタバコ科） H18.12 指定 ヒゴタイ（キク科） H18.12 指定 ホウライクジャク（ホウライシダ科） H18.12 指定 オオミズゴケ（ミズゴケ科） H18.12 指定 イワギク（キク科） H20.3 指定 ナゴラン（ラン科） H20.3 指定
動 物	カブトガニ（カブトガニ科） H18.12 指定 オオウラギンヒョウモン（タテハチョウ科） H18.12 指定 クロシジミ（シジミチョウ科） H18.12 指定

第9節 県における環境行政の推進体制

第1項 行政組織

本県の環境行政組織は、昭和30年代後半以降、公害問題が全国的な拡がりを見せる中、昭和40年4月に企画部企画第一課に公害係が設置されたことに端を発する。その後、公害事象の複雑化、広域化により、企画部公害室、公害局の設置等、数次にわたる組織改正を経て、昭和48年4月に公害の防止、自然環境の保全及び廃棄物の処理に関する行政組織を一元化するためとして環境保健部が置かれ、環境保全行政の総合的な推進を図ることとなった。さらに、平成9年4月の組織改正において、環境保健部の環境部門と福祉生活部の県民生活部門を統合して、生活環境部が誕生したところである。

一方、公害防止等に関する試験研究機関として衛生環境研究センター(昭和46年5月に公害センターとして発足。平成3年5月に現名称に改称。)を置き、その後、同センターのさらなる機能拡充を図るとともに、各地域における公害対策を推進するため保健所に公害担当職員を配置し、小規模事業場の排水指導や公害苦情の処理等の事務を委任するなど地域に密着した環境行政の推進体制の整備を図っている。

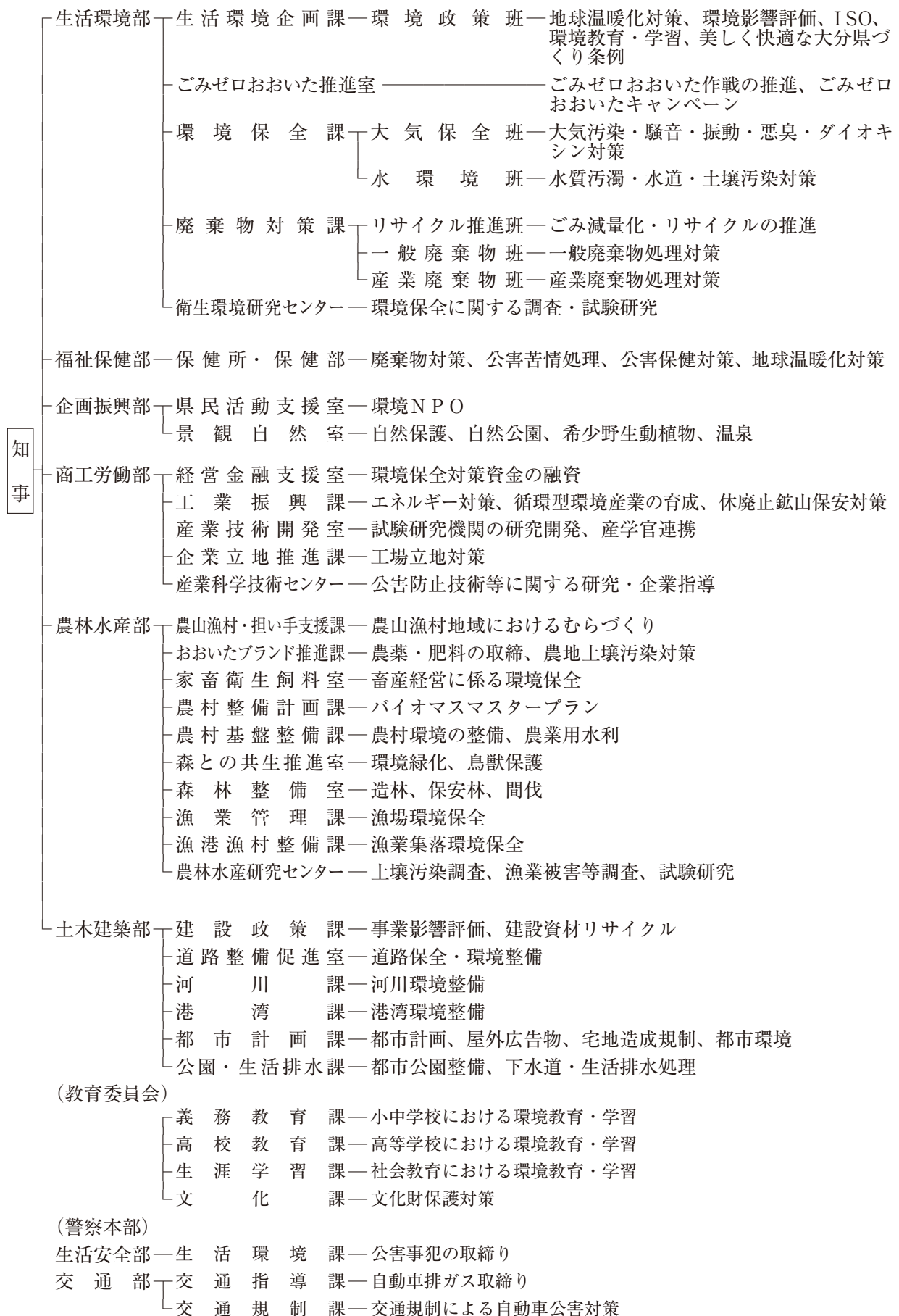
平成16年4月の組織改正により、魅力ある地域づくり・観光施策と自然保護温泉施策を一体的に推進するため、自然保護温泉関連業務を生活環境部から企画振興部へ移管するとともに、全庁的に組織・機構の見直しを行ったところである。

また、平成17年4月には、「ごみゼロおおいた作

戦」の更なる推進をするため、「ごみゼロおおいた推進班」を「ごみゼロおおいた推進室」として機能強化を図った。

平成20年4月現在の本県の環境保全行政組織図は図9-1のとおりである。

図9-1 県の環境保全行政組織（平成20年4月現在）



第2項 附属機関

環境保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するための附属機関として大分県環境審議会を設置している。この審議会は、昭和41年6月に設置された大分県公害対策審議会を平成6年8月に改称し、さらに平成18

年4月に大分県自然環境保全審議会と統合したものである。審議会の組織及び調査審議状況は図9-2のとおりである。

*各種審議会の委員の名簿については、資料編2.各種審議会委員等名簿参照。

表9-2 環境保全関係審議会の組織及び調査審議状況の概要

(平成20年4月1日)

名称	根拠法令(設置年月日)	所掌事務	組織	19年度の開催状況
大分県環境審議会	環境基本法第43条 水質汚濁防止法第21条第1項 自然環境保全法第51条 大分県環境審議会条例(H6.8.1)	知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項について、調査審議し意見を述べること	委員 41人 総合政策部会 20人 水質部会 7人 自然環境部会 7人 温泉部会 7人 鳥獣部会 7人 環境緑化部会 7人 (重複あり) 特別委員 5人	総合政策部会 20.2.25 ・第8次大分地域公害防止計画の策定について ・新日本製鐵株式会社大分製鐵所との間で締結した「公害防止に関する細目協定」の一部改正について 水質部会 20.2.21 ・水質汚濁に係る環境基準の類型指定について ・平成20年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について 自然環境部会 20.2.22 ・指定希少野生動植物の指定及び保護管理事業計画について 温泉部会 19.5.29、19.7.31 19.9.28、19.11.29 20.1.29、20.3.24 ・温泉新規掘削許可申請について ・温泉代替掘削許可申請について ・動力装置許可申請について 鳥獣部会 19.7.27 ・鳥獣保護区特別保護地区(青少年の森、鶴御崎)について 環境緑化部会 20.2.25 ・第4次大分県緑化基本計画(後期)の策定について
大分県環境影響評価技術審査会	大分県環境影響評価条例第48条(H11.3.16)	知事の諮問に応じ、環境影響評価その他の手続きに関する技術的事項を調査審議し、意見を述べること	委員 13人	19.11.27 ・藤ヶ谷清掃センター更新計画に伴う環境影響評価実施計画書についての審査 20.1.22 ・藤ヶ谷清掃センター更新計画に伴う環境影響評価実施計画書について(答申案)の審査 ・臨港道路中津港線の環境影響評価準備書の審査 20.2.26 ・臨港道路中津港線の環境影響評価準備書について(答申案)の審査
大分県公害審査会	公害紛争処理法第13条 大分県公害紛争処理条例(S45.9.29)	公害に係る紛争のうち、公害等調整委員会が管轄する事件以外の事件について、あっせん、調停及び仲裁を行うこと	委員 10人	19.1.12 ・大分県公害審査会委員の任命について ・大分県公害審査会に係る調停の状況について ・最近の公害紛争処理の動きについて
大分県漁業被害認定審査会	大分県公害被害措置救済条例(S48.12.25)	漁業被害の補填申請に対し、当該被害の態様が条例第9条の規定に補填を求める者が同第10条の規定に適合するか審査すること	委員 8人	19.12.21 ・赤潮の発生状況等について ・平成19年度の赤潮発生にともなう漁業被害の認定について